

## 【施設基準】

施設基準とは、医療法で定める医療機関及び医師等の基準の他に、健康保険法等の規程に基づき厚生労働大臣が定めた、保険診療の一部について、医療機関の機能や設備、診療体制、安全面やサービス面等を評価するための基準になります。

当院では、以下の施設基準を九州厚生局に届け出ています。

基本診療料の施設基準等に係る届出	受理番号
1 療養病棟入院基本料（夜間看護加算）	（療養入院）第62号
2 診療録管理体制加算 2	（診療録 2）第100号
3 療養病棟療養環境加算 1	（療養 1）第5号
4 医療安全対策加算 2（医療安全対策地域連携加算 2）	（医療安全 2）第58号
5 データ提出加算 1	（データ提）第85号
6 入退院支援加算 1	（入退支）第125号
7 認知症ケア加算 2	（認ケア）第4号
8 回復期リハビリテーション病棟入院料 1	（回 1）第11号

特掲診療料の施設基準等に係る届出	受理番号
1 薬剤管理指導料	（薬）第81号
2 CT撮影及びMRI撮影	（C・M）第282号
3 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）	（脳 I）第6号
4 運動器リハビリテーション料（I）	（運 I）第34号
5 呼吸器リハビリテーション料（I）	（呼 I）第17号
6 酸素単価	（酸素）第68699号

食事療養費に係る届出	受理番号
1 入院時食事療養（I）・入院時生活療養（I）	（食）第367号

2022年12月現在